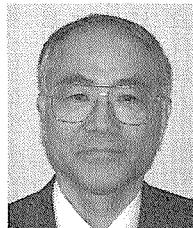


日本スポーツ法学会
会報

第25号

発行人 菅原哲朗
編集人 小林真理
日本スポーツ法学会事務局
〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地
二三六一三〇一
総合スポーツ研究所内
電話 ○四二一五四〇一〇九二
FAX ○四二一五四〇一〇八九



新会長挨拶

菅原哲朗

会長就任
にあたり、
一言ご挨拶
申し上げま
す。

日本スポーツ法学会会長という
大役をおおせつかり、大変光栄に
存じますとともに、責任の重さを
痛感いたしております。私自身は
大学の研究者ではなく、弁護士と
いう法律実務家でございます。学
会活動においてはあらゆる面にお
いて力不足な私が会長職を遂行で
きるか不安で一杯でございます。
しかし、歴代会長の数々のご功績

を受け継ぎ、引かれた路線に沿つ
て、副会長浦川道太郎先生と副会
長望月浩一郎先生、そして事務局
長小林真理先生の深い学識と若い
活動力に支えられつつ、会員並び
に理事監事の皆様方のご理解とご
協力をいただきながら、精一杯こ
の重責を勤めさせていただきま
す。

マーティング室伏選手の銀から金への
繰り上げ、アメリカカメジャーリー
グでのドーピング発覚などアン
チ・ドーピング問題が話題となり
ました。またアジアサッカーでは
重慶・北京での反日的なフーリガ
ンが報道されました。

国内的には、日本スポーツ仲裁
機構にアテネ五輪の代表選考に際
して馬術競技の紛争とパラリンピ
ック陸上競技選考の紛争が申し立
てられ、また日本プロ野球の球団
合併に関して選手会側からの仮処
分申し立てとストライキさらには
新球団の誕生と、テレビ・新聞を
賑わしたまさに激動の一年だった
と思います。

スポーツ界における昨年を振り
返ってみますと、国際的には二一
世紀最初のオリンピックたる二〇
〇四年アテネ五輪が夏に開催さ
れ、日本の金メダルラッシュとと
もに、ドーピング失格によるハン
このような時代背景のもと、二

学会の学術研究活動の充実を図
り、かつ会員相互の交流の場とし
て、より広範囲な社会貢献の一端
を担う学会を目指したいと考えて
おります。

日本スポーツ法学会は法を通じ
てスポーツに知的関心をもつ研究
者の立場から、新規法領域の開拓
を促進していく必要があります。
本学会は今まで「スポーツと安
全、スポーツと環境、スポーツと
国際などスポーツの歴史、文化、
教育、健康、行政、政策等」広範
囲に法学研究を進めて参りました。
残念ながら、我が国は未だ
「スポーツ基本法」が立法され
ていません。しかし、憲法の基本的
人権を踏まえたスポーツ権、パブ
リシティ・肖像権、スポーツ事
故補償などスポーツ関係者から
は、今まで以上に、スポーツ法分
野での社会貢献および時代をリードする提言が求められており、これら要請にも積極的に応えていかねばなりません。

スポーツ法学の重要な課題につき
ましては、本学会理事会の討議を
通じ、また常設しております「事

故判例研究専門委員会」、そして「ADR研究専門委員会」、さらに新しい課題に取り組む新委員会において研究を行います。日本スポーツ安全協会・日本スポーツ少年団との共催にかかる「ジュニアの育成と安全・安心フォーラム」など学会活動から学術的成果の出せるような公開シンポジウムの開催、東京あるいは関西地区での夏期合同研究会の開催も継続いたします。

日本スポーツ法学会の現会員数は二六四名（昨年総会時）です。

会員拡大を始めとする組織改革への不断の努力は必要ですが、現代は情報公開の時代です。事務局活動としては広報活動を一つの柱とし、年報・会報の充実と継続的な発行はもとより、IT技術による、双方向でリアルタイムの情報交換の場としてホームページやメーリングリスト活用していきたいと思います。

特に、大学の専門教育の中にもスポーツ法学が採用されつつあります。これから本学会の発展を支える新会員には、新たな法分野への

積極的な取組みを期待し、若手研究者の研究発表や養成などをバッカアップして参ります。

国際的には、韓国スポーツ法学

会との連携で、中国スポーツ法学会を含めたアジアスポーツ法学会の創設事業への準備を進めます。

グローバル化に相応しい国際交流に関して、経済発展が目覚しいアジア地域内にある各国スポーツ法

学会との協力関係の更なる促進、

スポーツ国際講演会の共同開催なども考えていく必要があろうと存じます。

日本スポーツ法学会として取り組まなければならない課題は様々で山積しております。会長として更なる発展に尽力していく所存ですので、研究活動および社会的な貢献活動への会員諸氏の一層のご支援と積極的なご協力をお願い致します。

最後になりましたが、皆様のお役に立つべく、また日本スポーツ法学会組織の一層の発展のため、今後とも精進をかさねて参りますので、温かいご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

前会長挨拶 小笠原 正

『スポーツ法学の発展のために』

きました。これがきっかけとなり、『亞細亞スポーツ法学会』の準備が着々と進められており、スポーツ法学の国際的発展が期待されています。

自分が日本スポーツ法学会の会長であったことを振り返るのは気恥ずかしい限りであるが、あつかましくもお許しを得ることとしま

す。初代の千葉正士先生から、伊藤堯先生、濱野吉生先生、そして

私と受け継いだときは任期中に記念すべき10周年を迎え、先の諸先生のご努力により学会としての基礎がほぼできていたときでした。

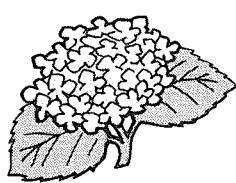
財政的には難しい時期であり、会員の皆様に会費値上げという形でご負担を強いたことは、他の方策

がなかつたものかと常に考えさせられています。一方10周年記念大会では、名誉会長の千葉先生と、韓国スポーツ法学会会長の延基栄

先生をお迎えし記念講演をしていただきました。くわえて、小生は新会長の下で、法理論としてのスポーツ法学の確立と発展のため問われる時代を迎えたといえるでしょう。

新会長の下で、法理論としてのスポーツ法学の確立と発展のためにはご努力くださいますことを念じてやみません。

新会長の下で、法理論としてのスポーツ法学の確立と発展のためにはご努力くださいますことを念じてやみません。



第12回大会

「スポーツをめぐる法と環境」

平成一六年一二月一九日に早稲田大学国際会議場において、「スポーツをめぐる法と環境」をテーマに、日本スポーツ法学会第12回大会が開催された。

午前中は、諏訪伸夫会員（筑波大学）と佐藤千春会員（朝日大学）の司会のもとで自由研究報告が行われた。まず、伊賀野明会員（新日本スポーツ連盟）は、「公共スポーツ施設が直面している現実から指定管理者制度を考えることについて研究報告をした。これまでのスポーツ施設の管理運営をめぐる実態を分析し、今後導入される指定管理者制度の内容、現行制度との比較検討、今後の課題について検討した。中田誠会員（総合スポーツ研究所）は、「商品スポーツ」の法的責任—水域・山域・空域を実効環境とする「商品スポーツにおける法的責任の研究」—

について研究報告した。商品スポーツの概念を規定し、スポーツ活動を商品として販売する業者と消費者との関係から関連する判例や商品スポーツの法的責任を検討した。山中鹿次会員（ランニングサポート）は、「市民マラソンの安全部策、法的問題—第8回全国市民マラソンサミット調査票の結果から—」について研究報告した。保険加入、誓約書の記入、医師の待機などマラソンにおける安全対策の実施に関する実態を調査し、その実状の原因や評価について検討した。川井圭司会員（同志社大学）は、「プロ野球界再編をめぐる法的議論の整理」について研究報告した。プロ野球選手の労働者性、特に労働基準法上と労働組合法上の労働者の概念の比較検討、経営事項と義務的団交事項、ストライキの正当性、フランチャイズ、

の制限と独占禁止法の観点から検討した。また、最近のプロ野球界の再編をめぐるストライキの問題などとも関連づけた発表であった。齋藤健司会員（神戸大学）は、「フランスにおける一九六五年のドーピング法に関する立法過程研究」を報告した。フランスにおけるドーピング法は違反者に対して刑罰の適用がある厳格な規定を定めているが、刑罰規定の適用の是非、検査手続き、故意犯、競技会の範囲、未成年の区分に関する立派な争点を解説した。

午後からは、まず、湯浅道男会員（愛知学院大学）が、「登山と環境保護」について基調講演を行った。また、日本体育大学の森川貞夫会員が司会を務めた。主に登山における環境保護法制の機能と連法などの環境法令、IOCの環境委員会の活動（啓発活動と実践活動）とその背景、オリンピックアジェンダ21、ゴミ分別、ポスター配布、セミナーの開催などのスポーツ・環境委員会の実際の活動内容、ISO14001認証取得、

会等の日本における環境保護登山、森林整備について解説された。そして、環境基本法の精神が環境保護の具体的な活動を促すことにつながっているこの意義について指摘された。

JOC環境方針などについて報告された。

東京海洋大学客員教授、財団法人社会スポーツセンター理事、フジシングジャーナリストの奥山文弥氏は、「スポーツフィッシングと環境」について報告された。スポーツフィッシングの定義、釣りの楽しみ、釣り場環境の実態、釣りをプラス思考へと有効利用する考え方、釣り人が環境や自然の監視員になること（埼玉県の日本釣振興会のゴミ不法投棄防止ポスターの事例）などについて、釣に係わる様々な実態と環境の関わりを多角的に報告された。

藤井寺球場ナイター設備設置差止請求事件弁護団の辻公雄弁護士は、「近鉄ナイター計画と住環境」について、昭和四八年の近鉄藤井寺球場のナイター反対に関する仮処分事件の検討を報告された。分譲開発を行った近鉄の住環境の維持義務、観覧場建設に関する建築基準法の適用、並びに、騒音被害を理由としたナイター化中止を求める仮処分申請及び仮処分決定の骨子について報告された。また、

その後の近鉄側の異議申し立てと、

藤井寺球場の使用の社会変化の流れについて歴史を振り返りながらご見解をまとめられた。

最後に、今回の学会大会は、これまで最も参加者の多い、大変盛況な大会であった。大会シンポジウムのテーマ設定や研究報告の充実が今後とも引き続き求められていると思われる。

（筑波大学 齋藤健司 記）

総会報告

ジュニアスポーツアーラム

一〇〇五年二月六日、東京にお

いて第5回ジュニアスポーツアーラムが開催された。

ラムが「ジュニアスポーツの育成と安全対策」をテーマとして開催され一五一名が参加した。

元バレーボール日本代表の藤田幸光氏が「大きな夢と・小さな可能性―バレーボールを通じて伝えたいこと―」と題して基調報告をした。藤田氏は、自分の経験を踏まえて「ジュニアに伝えたいこと」を訴えた。

午後は「球技におけるジュニアスポーツの育成と安全対策」、「格闘技における指導者の注意義務（柔道の判例を中心として）」の二つの分科会に分かれて討議がなされた。

午前の部と午後の部の間に、ジュニアスポーツ法律アドバイザー名により、研究会が開催された。

球技の分科会では、ジュニアスポーツの育成という観点から、子どもの心の問題を中心に、子ども親そして、指導者との間の円滑なコミュニケーションを図ることが大切であり、子どもや親と接する

スローボー少年団についてのスライド及び川島雄一（財）日本体育協会青少年スポーツ部少年団課課長）よりスポーツ少年団の趣旨、歴史、組織などについて説明の後、小林真理が加わることが承認された。

菅原（当会会長）からジュニアスポーツ法律アドバイザーの趣旨の説明がなされ、同制度に先行して、WGのメンバーがどのような活動

半身不随、失明など、重篤な被害を受けた例が多いこと、そして、野球、ソフトボール、テニス、サッカー等の球技別の事例をとりあげ、指導者、施設所有者の責任の生じる場合が報告された。指導者、施設所有者に責任の有無にかかわらず、被害者が保険により救済されるのかという質問があり討議されたが、スポーツ安全保険、指導者の賠償保険など、現在、通常付保されている保険がどのように機能しているのか、機能しないのはどのような場合か、その場合に対処するための保険に入るべきかどうか等について、共通の認識ができるいないようであり、今後の課題と思われた。

格技の分科会では、ジュニアス

少年団の任意団体性、無償性を考慮しても、学校事故における格技判例のレベルと同等ととらえるべきであるという意見が多かった。

活動中に常時立会い監視指導すべき義務、身体・生命の安全について万全を期すべき注意義務について、種目別に準備中、練習中、試合中、事故発生後とそれぞれの段階において討議された。その中で、裁判例は偶然起きた不幸な例ではなく、安全のための指針としての注意義務を学ぶためのリスク管理教材として研究する必要があるという意見が述べられた。

(高島秀行、高木宏行、白井久明、望月浩一郎記)

一井泰淳(弁護士)
進士英寛(NTTドコモ)
ボーツの指導者は、日本スポーツ

少年団の任意団体性、無償性を考慮しても、学校事故における格技判例のレベルと同等ととらえるべきであるという意見が多かった。

第12回大会へ提案する二〇〇四年度事業報告、二〇〇五年度事業計画、

二〇〇四年度決算報告、二〇〇五年度予算についての討議がなされ、承認された。

・準備委員として、尹龍澤会員、中村祐司事務局員、浦川道太郎理事、小笠原正会長、菅原哲朗副会長を選任し、日本スポーツ法学会として準備にあたることが承認された。

・準備委員として、尹龍澤会員、中村祐司事務局員、浦川道太郎理事、小笠原正会長、菅原哲朗副会長を選任し、日本スポーツ法学会として準備にあたることが承認された。

一〇〇四年 第六回

日時：二〇〇四年一二月一九日（日）午後二時～一時

場所：早稲田大学国際会議場

出席理事・小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、井上洋夫、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫、山田二郎

会長、望月浩一郎事務局長、井上洋夫、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫、山田二郎

出席理事・小笠原正会長、菅原哲朗副会長、望月浩一郎事務局長、井上洋夫、萩原金美、濱野吉生、森川貞夫、山田二郎

出席理事・菅原哲朗会長、望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、道垣内正人、濱野吉生、森川貞夫

出席理事・菅原哲朗会長、望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、道垣内正人、濱野吉生、森川貞夫

出席理事・小笠原正、中村浩爾、井上洋一、諏訪伸夫、浦川道太郎、佐藤千春、日野一男

申込のあった下記八名の入会が承認された。

笠井 修(中央大学法科大学院)

丸山秀平(中央大学法科大学院)

前畠 博(東京丸の内法律事務所)

神谷宗之介(大原法律事務所)

寺島良史(筑波大学人間総合科学研究所)

椎橋邦雄(山梨学院大学法学部)

茂野隆晴(山梨学院大学法学部)

恵古シヨ(恵古・佃法律事務所)

1、新入会員の件
・申請のあった下記八名の入会が承認された。
・望月副会長より第12回大会の報告がなされた。

2、新入会員

・申請のあった一名の入会申込を承認した。現在の会員数は二六〇名。

尹龍澤(創価大学法科大学院)

1、第12回大会の件

・望月副会長より第12回大会の報告がなされた。

2、新入会員

・申請のあった一名の入会申込を承認

された。現在の会員数は二六〇名。

尹龍澤(創価大学法科大学院)

1、新入会員の件

・申請のあった下記二名の入会が承認された。現在の会員数は二六〇名。

2、新入会員

・申請のあった一名の入会申込を承認

された。現在の会員数は二六〇名。

尹龍澤(創価大学法科大学院)

1、新入会員の件

・申請のあった下記二名の入会が承認された。現在の会員数は二六〇名。

2、新入会員

・申請のあった一名の入会申込を承認

された。現在の会員数は二六〇名。

尹龍澤(創価大学法科大学院)

1、新入会員の件

・申請のあった下記二名の入会が承認された。現在の会員数は二六〇名。

2、新入会員

・申請のあった一名の入会申込を承認

された。現在の会員数は二六〇名。

尹龍澤(創価大学法科大学院)

3、第13回大会の件

- ・一二月一八日(日)に早稲田大学国際会議場にて開催することが決定した。
- ・編集規程・原稿執筆要領の一部改正及び出版契約書の内容について審議がなされた。

5、研究専門委員会の件

- ・(1)ADR研究専門委員会、(2)事故判例研究専門委員会、(3)新たな研究専門委員会の年間活動予定の検討が行われた。

6、夏期合同研究会の件

- ・七月二三日(土)に夏期合同研究会を開催することが確認され、テーマおよび演者について検討がなされた。
- ・次回までに三役で協議し、次回理事会に提案することが確認された。

7、今後の事務局について(小林事務局長)

- ・今後の事務局運営の検討課題が示され、以下のテーマで運営内容及び各役割分担の確認と調整が行われ、また今後の方針が審議された。

8、会報の徵収・会計管理

- ・理事会の開催
- ・夏期合同研究会の開催(運営実務)
- ・大会の開催(運営実務)・記録
- ・会報の発行・発送
- ・年報の編集・発行、年報在庫の管理
- ・ホームページの管理運営
- ・その他

8、アジアスポーツ法学会設立に関する件(菅原会長)

- ・アジアスポーツ法学会設立準備の状況について、今年秋にアジアスポーツ法学会が設立されることになり、準備委員会が組織され、準備が進んでいる旨の報告がなされた。

9、ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラムの件

- ・「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」の業務委託について確認と調整がなされた。

10、その他

- ・次回理事会は四月九日(土)午後二時からスポーツマンクラブにて。

—100五年 第二回

日時：二〇〇五年四月九日(土)

- 場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ
出席理事：望月浩一郎副会長、小林真理事務局長、井上洋一、濱野吉生、森川貞夫
委任状提出：浦川道太郎、中村浩爾、萩原金美、湯浅道男

議題

1、新入会員の件

- ・申込のあった一六名の入会が承認された。現在の会員数は、二八三名。

- ・第13回テーマ
として三役で詰めることになった。
3、夏期合同研究会の件

8、その他

- ・管理者制度に係る法的問題」とし、人選については、三役会議で決定することになった。
- ・テマについては「スポーツと指定
- ・次回の理事会は、七月二三日(土)午後二時～一時、財日本体育協会理事監室。

4、新しい研究専門部会の件

- ・井上理事からこれまでの経緯の説明があつた。新しい研究専門委員会として、浦川理事に委員長をお願いす

古里健治(東京富士法律事務所)
白井裕子(ワインケン総合法律事務所)

徳田暁(山本安志法律事務所)
森本明宏(酒井精治朗法律事務所)

田治之佳(島田法律事務所)
宮本隆彦(宮本法律事務所)

中野辰久(二番町法律事務所)
坂本正幸(鈴木久義法律事務所)

桑城秀樹(桑城法律事務所)
末次弘明(末次法律事務所)

小松雅彦(オアシス法律事務所)
黒木松男(創価大学法科大学院)

9月一七日(土)開催予定の理事会に合わせて開催する旨が報告された。

2、第13回研究大会の件

- ・大会日時
第13回大会は一二月一八日(日)に開催することが確認された。

3、事故判例研究会(望月副会長)

- ・なお、第14回大会については、一二月一六日(土)開催を予定し、会場の確保に努めることが確認された。

7、研究専門委員会

- ・A DR研究専門委員会(森事務局員)
ADR促進法の解説を中心とする内容で現在検討中である旨が報告された。

6、会報の件

- ・会報の内容について提案があり、五月末から六月上旬の間に発行するこ

5、年報の編集・契約の件

- ・年報編集規程および原稿執筆要領の改正案が提案され、承認された。
- ・森川理事から原稿の準備状況が報告された。

るのはどうかとの意見があり、打診することになった。



理監事室。

財日本体育協会

午後一時三〇分

三時三〇分、

午後一時三〇分

午後二時～一時、財日本体育協会

理事監室。

小西清茂(小西法律事務所)
堀切忠和(水津正臣法律事務所)
須藤純正(インテグラル法律事務所)
高橋正人(馬場・高橋法律事務所)



申込先 _____
 E-Mail : sportslaw05@yahoo.co.jp
 FAX : 03-5841-1251

夏期合同研究会を以下の要領で開催いたします。ふるつてご参加ください。今回は、二〇〇三年に地方自治法の一部が改正されて導入されることになった指定管理者制度の問題を、「指定管理者制度とスポーツ施設の法的問題」というテーマで扱うことにしました。

なお、資料等の準備の都合上、参加を希望される方は、EメールあるいはFAXで事前にお申し込みください（締め切りは七月二〇日）。特に申し込み用紙はございません。

夏期合同研究会の開催

指定管理者制度と スポーツ施設の法的問題

日時 .. 七月二三日（土）

午後一時三〇分～四時
場所 .. 岸記念体育会館
(財)日本体育協会理事監事室

内容
1. 各報告者からの発表

（午後一時三五分～二時三〇分）

（1）小林真理（東京大学）「指定管理者制度一般に関する法

的問題とスポーツ施設（自治体のスポーツ振興政策）」

（2）吉田勝光（愛知県教育委員会）「自治体での取り組みの現状」（仮題）

（3）伊賀野明（新日本スポーツ連盟）「指定管理者制度のはらむ問題」（仮題）

（4）鈴木知幸（NPO法人スポーツ支援首都圏ネットワー

ク）「指定管理者制度の可能

性」（仮題）
司会 .. 小林真理
報告者全員

第13回大会について

第13回大会の要項が、左記のように決まりました。

現在テーマ等を検討しているところです。次号では詳細を発表いたしますが、研究報告の申し込みを受け付けますので、別添の用紙にご記入の上、お申し込みください。こちらもふるつてのご参加をお待ちしております。

日時 .. 一二月一八日（日）
会場 .. 早稲田大学国際会議場
内容 .. 自由研究発表

総会

シンポジウム
基調講演

年報編集規程、原稿執筆要領 一部改正

さる第2回理事会において、年報編集規程・原稿執筆要領の一部改正が承認されました。新しい編集規程と原稿執筆要領は次頁のとおりです。なお、これにより、論文の投稿が可能になりました。掲載の可否は編集委員会の議を経て決定されますが、ふるつて投稿下さい。投稿論文募集

アジアスポーツ法学会
設立準備進む



※※※※※『日本スポーツ法学会年報』編集規程※※※※※

この規程は、日本スポーツ法学会が年1回発行する機関誌『日本スポーツ法学会年報』編集に関して、必要な事項を定める。

1. 掲載する原稿は、本学会員による未発表の研究論文、研究ノート、調査報告、書評、文献紹介、翻訳（以下、「論文等」という）、その他会員の研究活動および学界ならびに本学会の動向等に関する記事とする。ただし、編集委員会は理事会の承認を得て会員以外の依頼原稿を掲載することができる。
2. 本年報に論文を掲載しようとする会員は、所定の「原稿執筆要領」に従い、編集事務局に送付する。
3. 原稿の掲載は、編集委員会の議を経て決定する。ただし、学会大会で発表済みの論文は優先的に扱う。なお、編集委員会は、投稿論文の採否について疑義のある場合に、理事会に判断を委ねることができる。
4. 執筆者の校正は、初校までとする。校正は、誤植の訂正程度に止め、文章、図表等の大幅な訂正、変更は認められない。
5. 図版等で特定の費用を要する場合は、執筆者に負担させことがある。ただし、依頼原稿はこの適用を除外する。

※※※※※『日本スポーツ法学会年報』原稿執筆要領※※※※※

1. 執筆原稿は、編集規程第1項による会員の投稿原稿及び編集委員会で新たに依頼したもの以外については、日本スポーツ法学会大会にて発表したものに限る。
2. 脚注の表記の仕方
 - (1) 脚注は、文末に一括して集録する。
 - (2) 表記は、
 - 1) 和書の場合、
例) 千葉正士『スポーツ法学序説』信山社、2001年、123頁。
 - 2) 和雑誌の場合、
例) 千葉正士「スポーツ法学の現状と課題」『法律時報』65巻5号、33頁、1993年。
 - 3) 洋書の場合、書物（刊行物=書籍・雑誌）の名称はイタリックで示す。原稿中にイタリックで示すことが不可能な場合は、印刷した原稿の該当箇所にアンダーライン又はマーカーで印を付けておく。著者名は、ファミリーネームを先にする。
例) William, LP., The Law of Torts, West Publishing, 1985, p.123.
 - 4) 洋雑誌の場合、
例) O'Brien, D. & Overby, JO., "Drugs and Sports-Developing a Drug Policy", Journal Legal Aspects of Sport, 1992, 2(1), pp.32-36.
3. 図表等は、別紙にして、本文中の挿入箇所を原稿の余白部分に指定する。なお、図表のタイトルは、図の場合は下、表の場合は上に記す。
4. 原稿の分量は、原則として、基調講演、依頼論文については、1篇につき400字詰め原稿用紙50枚以内、自由研究発表、夏季合同研究会報告及び投稿論文は400字詰め原稿用紙30枚以内、判例研究は400字詰め原稿用紙20枚以内、書評は400字詰め原稿用紙12枚以内とする。なお、図表は原稿量に含むものとし、図表の原稿量換算は、刷り上がり1頁分の図表1点で原稿用紙3枚分とする。
5. 原稿は原則として、ワードプロセッサーで作成するものとし、A4版縦置き横書きで全角40字40行（但し、欧文綴り及び数値は半角）とし、テキストファイルにして編集事務局に電子メールで送信する。同時に図・表・写真等の配置、その他指示事項を赤字で記入した印刷物を編集事務局へ一部送付する。印刷物には、原稿の種類、タイトル、欧文タイトル（編集委員会で確認後、必要あれば若干の修正・変更を求める）、執筆者、執筆者肩書き、連絡先（メールアドレスを含む）を記した表紙をつける。
6. 原稿送付先及び問い合わせは、編集事務局とする。なお、編集事務局は当分の間、エイデル研究所内に置く。

訴訟化時代に向けた、スポーツ関係者必携の書

スポーツ施設・スポーツ管理者・スポーツ指導者のための

スポーツ法危機管理学

A5判 128頁 定価2200円

日本スポーツ法学会会長 弁護士 菅原哲郎 著

- ・スポーツ事故におけるリスクマネジメント
- ・スポーツ事故と事故責任
- ・スポーツ事故への対応(具体的な対応から裁判まで)
- ・スポーツ仲裁
- ・スポーツと人権
- ・ケーススタディ集

発行: エイデル研究所

102-0073 東京都千代田区九段北4-1-9
TEL 03-3234-4641 FAX 03-3234-4644

SHINZANSHA

【編集代表】
小笠原 正（前日本スポーツ法学会会長）
塙野 宏（東京大学名誉教授）
松尾浩也（東京大学名誉教授）

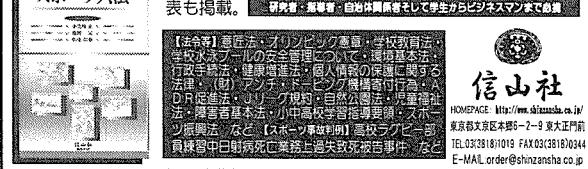
スポーツ六法

【編集委員】浦川道太郎（早稲田大学教授）菅原哲郎（日本スポーツ法学会会長・弁護士）高橋伸夫（法政大学教授）道垣内正人（早稲田大学教授・日本スポーツ仲良島研究会）渡野吉生（早稲田大学教授）守能信次（中京大学教授）

【編集協力】石井信輝（京大）・森浩寿（日本大学）・山田貴史（日本体育大学）・吉田勝光（愛知県教育委員会）

【¥3,360】野球協約・学習指導要領・各種自治体条例など約320件を凝縮!! 各章解説、判例、スポーツ年表も掲載。

新刊・既刊書・白岩伸吾著として生きらビジネスマで身



◇ 好評発売中 ◇ ■『スポーツ法序説』千葉正士著 法社会学・法人類学からのアプローチ 3500円(税別)

信山社

HOME PAGE http://www.shinzansha.co.jp/
東京都文京区本郷5-2-9 東大正門前
TEL 03-3231-8109 FAX 03-3218-0244
E-MAIL order@shinzansha.co.jp